

CO・OP共済にご加入のみなさまへ

平成30年台風21号で 被害を受けられた方へ

被災されました組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済にご加入の方は

◆住宅災害共済金 (*1)

◆風水害等共済金 (*2)

の対象となる場合があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

*1 「住宅災害共済金」とは、CO・OP共済《たすけあい》
(ジュニア20コース除く)に付帯されている保障です。

*2 CO・OP火災共済では「風水害等共済金」が適用となる場合があります。



◎ご請求の対象となる事例とは…

対象となる事例	台風で自宅が損壊した。 台風により河川が氾濫し床上浸水した。
対象とならない事例	台風によって雨漏りした(屋根等の損壊がなかった場合)。 浸水でマイカーが動かなくなった。

※ 上記はあくまで例です。実際のお支払いはケースバイケースとなります。

※ 実損害額を保障するものではありません。

◎ご請求の対象となる条件は…

CO・OP共済《たすけあい》	20万円以上の被害があった場合
CO・OP火災共済	10万円を超える被害があった場合

※ CO・OP火災共済は、「住宅」に10万円超の被害があった場合です。ただし、住宅契約に20口以上のご加入の場合、住宅以外の物置・カーポート・門・塀等に10万円を超える被害があれば、特別共済金をお支払いできる場合があります。

※ 風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかわる保障はありませんので、支払対象外となります。

詳しいお問い合わせは・・・

■CO・OP共済《たすけあい》について(コープ共済センター) 0120-345-712 9時~18時 (祝日は17時まで、日曜日定休日)
■CO・OP火災共済について 0120-6031-43 ◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。 CO・OP火災共済コールセンター 9時~18時(日曜日定休日) ◆共済事故(住宅損害)の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。 CO・OP火災共済事故受付コールセンター 24時間365日受付可能

明日の暮らし、ささえあう

CO・OP 共済

生活クラブ生活協同組合大阪